

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第11号

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例

佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p><b>第19条</b> 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院及び同法第16条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p><b>第19条</b> 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p><u>(8) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</u></p> <p><u>(9) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。